

質疑応答書

令和8年1月16日

事業者 各位

会津若松市長 室井 照平

令和8年1月14日付で質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

案件名：会津若松市役所本庁舎ほか39施設で使用する電力の供給

○質問事項

- ・ 会津若松市は環境省の第3回脱炭素先行地域に選定を受け、鶴ヶ城エリア、湊エリア、会津アピオエリアの地域にて、脱炭素化を進めているものと理解しています。特記仕様書において、太陽光発電設備設置事業（PPA方式）では国交付金を活用しているとありますが、脱炭素先行地域における国交付金実施要領によると、交付金を活用した太陽光発電設備によるオフサイトPPAの供給電力は、原則として脱炭素先行地域内で消費し、やむを得ず余剰が出た場合には、発電量の30%以内であれば脱炭素先行地域外に供給可能とされています。

今回の需要施設40か所への電力供給についても、この要件を満たす必要がありますでしょうか。

また、要件を満たす必要がある場合、どの施設が脱炭素先行地域に該当するでしょうか。

○回答

- ・ 需要施設40か所への電力供給については、国交付金実施要領の要件を満たす必要があります。

また、脱炭素先行地域内の対象施設については、以下の12か所となります。

- No.1 会津若松市役所本庁舎
- No.2 会津若松市役所本庁舎来庁者駐車場
- No.3 会津若松市役所栄町第一庁舎
- No.4 会津若松市役所栄町第二庁舎
- No.5 会津若松市役所追手町第二庁舎
- No.6 会津若松市中央保育所
- No.7 会津若松市立鶴城小学校
- No.25 会津若松市立第二中学校
- No.34 会津若松市立湊学園前期課程
- No.35 会津若松市立湊学園後期課程
- No.39 会津若松市歴史資料センター
- No.40 会津若松市生涯学習総合センター